熊谷市排除基準・除害施設設置基準一覧表

項目		排除基準		特定事業場			その他の事業場		
					く 量㎡/日			排水量r	n ¹ /日
					30 10	0	50	30	10 (
	カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/L					•	•
处理困難項目	シアン化合物	1以下	mg/L						
	有 機 燐 化 合 物	1以下	mg/L						
	鉛及びその化合物	0.1以下	mg/L						
	六価クロム化合物	0.5以下	mg/L						
	砒素及びその化合物	0.1以下	mg/L						
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	mg/L						
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/L						
	ポリ塩 化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/L						
	トリクロロエチレン	0.1以下	mg/L						
	テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/L						
	ジクロロメタン	0.2以下	mg/L						
	四 塩 化 炭 素	0.02以下	mg/L						
	1 , 2 - ジクロロエタン	0.04以下	mg/L						
	1 , 1 - ジクロロエチレン	1.0以下	mg/L						
	シスー1,2ージクロロエチレン	0.4以下	mg/L						
	1, 1, 1ートリクロロエタン	3以下	mg/L						
	1, 1, 2 ートリクロロエタン	0.06以下	mg/L						
	1 , 3 - ジクロロプロペン	0.02以下	mg/L						
	チ ウ ラ ム	0.06以下	mg/L						
	シ マ ジ ン	0.03以下	mg/L						
	チオベンカルブ	0.2以下	mg/L						
	ベ ン ゼ ン	0.1以下	mg/L						
	セレン及びその化合物	0.1以下	mg/L						
	ほう素及びその化合物	10以下	mg/L						
	ふっ素及びその化合物	8以下	mg/L						
	1 , 4 - ジオキサン	0.5以下	mg/L		10				
	フェノール 類	5以下	mg/L						
	銅及びその化合物	3以下	mg/L						
	亜鉛及びその化合物	2以下	mg/L						
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	mg/L						
	マンガン及びその化合物(溶解性)		mg/L						
	クロム及びその化合物	2以下	mg/L						
	ダ イ オ キ シ ン 類	10以下	pg-TEQ/L						
処理可能項目	アンモニア性窒素等含有量	380未満	mg/L	50			50		
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	mg/L						
	浮 遊 物 質 量 (SS)	600未満	mg/L		30			30	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	5超~9未満							適
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5以下	mg/L		j.	盲			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30以下	mg/L		月 Re	用 除 外			適 用 除 外
	窒 素 含 有 量	240未満	mg/L		—— 夕				
	燐 含 有 量	32未満	mg/L						
施設損	温度	45未満	°C						
傷項目	よう 素 消 費 量	220未満	mg/L						
(備考)									

⁽備考) 1 色の濃い部分:排除基準適用範囲(直罰基準) 色の薄い部分:除害施設設置基準適用範囲 2 フェノール類からクロム及びその化合物に係る直罰基準適用除外排水量は、埼玉県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に 基づき排水基準を定める条例による。